

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8 月 2 日

【会社名】 山陽特殊製鋼株式会社

【英訳名】 Sanyo Special Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 眞哉

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

【電話番号】 079(235)6004

【事務連絡者氏名】 総務部長 松ヶ下 昭人

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目 5 番25号 深川ギャザリアタワー S 棟
山陽特殊製鋼株式会社東京支社

【電話番号】 03(6800)4700

【事務連絡者氏名】 営業企画管理部長 立花 義隆

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 67,235,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 山陽特殊製鋼株式会社東京支社
(東京都江東区木場一丁目 5 番25号 深川ギャザリアタワー S 棟)
山陽特殊製鋼株式会社大阪支店
(大阪府中央区南久宝寺町三丁目 6 番 6 号 御堂筋センタービル)
山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	24,012,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年8月2日開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成31年2月に開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、会社法第206条の2第4項及び第5項に基づく決議による承認が条件となります。なお、当社と新日鐵住金株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目6番1号、代表取締役社長進藤孝生、以下「新日鐵住金」といいます。)は、平成31年3月28日に当社が、新日鐵住金の完全子会社であり、欧州向けを中心に特殊鋼を製造・販売し、同地域最大規模の生産能力を有するOvako AB(所在地:Kungsträdgårdsgatan 10, Stockholm, Sweden、代表者:Marcus Hedblom、以下「Ovako」といいます。)の完全親会社であるTriako Holdco AB(所在地:c/o Ovako AB, Box 1721,111 87 Stockholm, Sweden)の発行済株式(以下、「Ovako株式」といいます。)の全部の取得(以下「本株式譲渡」といいます。)のための資金調達を目的とした、新日鐵住金を引受人とする本第三者割当増資及びこれに伴う新日鐵住金による当社の議決権所有割合が本第三者割当増資前の15.3%から51.5%(平成30年3月31日現在の当社の株主名簿を基準に算出しており、また、新日鐵住金子会社による間接所有分を含み、小数点以下第二位を四捨五入して記載しております。以下同じとします。)となる当社株式の取得(かかる取引に基づく新日鐵住金による当社の子会社化を以下「本子会社化」といい、本株式譲渡と併せて「本子会社化等」といいます。)について合意し、平成30年8月2日付で契約(以下「本子会社化等に関する契約」といいます。)を締結しており、本子会社化に係る国内外の競争当局からの承認を得られること、本株主総会における本第三者割当増資の承認等、本子会社化等に関する契約に定める条件が満たされることを条件として、新日鐵住金より本第三者割当増資に係る払込みが行われます。本子会社化等に関する契約の内容については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、(2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。
なお、本子会社化は、当社の上場廃止を企図するものではなく、本子会社化後も、当社の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における上場は維持する方針です。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	24,012,500株	67,235,000,000	33,617,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	24,012,500株	67,235,000,000	33,617,500,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、33,617,500,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,800	1,400	100株	平成30年12月1日(土)から 平成31年11月30日(土)まで		平成30年12月1日(土)から 平成31年11月30日(土)まで

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 当社は、本有価証券届出書の効力発生後に新日鐵住金との間で本第三者割当増資に係る募集株式引受契約(以下「本募集株式引受契約」といいます。)を締結するものとし、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、申込期間終了までに割当予定先との間で本募集株式引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4 本第三者割当増資に関しては、平成30年12月1日(土)から平成31年11月30日(土)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を平成30年12月1日(土)から平成31年11月30日(土)までと広く設定している理由は、本第三者割当増資の払込みの実施については、競争法上の許認可等が必要となる国又は地域において競争当局の企業結合に関する承認を取得することが必要となることが想定され、当該承認が得られ、(待機期間がある場合には)待機期間が経過することが本第三者割当増資の払込みの実施の前提条件とされているところ、本日時点では当該承認の取得の時期及び待機期間の終了時期が確定できないためです。また、本株主総会の開催時期として本日時点では払込期間内の平成31年2月を予定しておりますが、当該承認の取得の時期及び待機期間の終了時期が確定次第、当該開催時期を決定いたします。なお、新日鐵住金及び当社は、本日時点では、本子会社化等に関する契約において、平成31年3月28日付での本第三者割当増資の払込みの実施を予定しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
山陽特殊製鋼株式会社 本社	兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 姫路支店	兵庫県姫路市呉服町54番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
67,235,000,000	237,000,000	66,998,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用等を予定しています。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額66,998,000,000円につきましては、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本株式譲渡の資金(総額67,235百万円)に全額充当する予定であり、支出予定時期は、本第三者割当増資と同時期とするため、平成31年3月28日を予定しております。なお、当社の完全子会社となるOvakoの概要は以下のとおりです。

(Ovakoの概要 連結ベース)

名称	Ovako AB
事業内容	特殊鋼及び二次加工製品の製造・販売
所在地	Kungstradgardsgatan10, Stockholm, Sweden
代表者	Marcus Hedblom(CEO)
売上高(平成29年12月期)	921百万ユーロ(約1,200億円)(注)
販売量(平成29年12月期)	78万t
総資産(平成29年12月期)	743百万ユーロ(約970億円)(注)
従業員数(平成29年12月期)	約3,000名

(注) 1 ユーロ = 130円で換算

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要 (注1)	名称		新日鐵住金株式会社
	本店の所在地		東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
	代表者の役職及び氏名		代表取締役社長 進藤孝生
	資本金		419,524百万円
	事業の内容		製鉄事業、エンジニアリング事業、化学事業、新素材事業及びシステムソリューション事業等
	直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 事業年度第93期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日) 平成30年6月26日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係 (注1、2)	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	577,159株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	4,905,481株
	人事関係		当社の監査役に割当予定先の常務執行役員1名が就任しております。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		当社と割当予定先との間で、平成18年2月の業務提携の合意に基づき、鋼材の生産を相互に受委託しております。

(注) 1 平成30年8月2日時点

- 2 割当予定先が保有している当社の株式の数には、間接保有として割当予定先の連結子会社である日鉄住金物流株式会社(割当予定先の議決権所有割合:100.0%)及び日鉄住金テックスエンジ株式会社(同:100.0%)が保有する株式も含まれます。

(2) 割当予定先の選定理由

(本子会社化等の目的)

ア 特殊鋼事業を取り巻く環境

世界の鉄鋼マーケットは、長期的には需要の着実な増加が見込まれる一方、日本国内の人口減少、世界的な保護主義化の動き、お客様のグローバル展開に伴う現地調達化の進展、自動車の車体軽量化・高強度化ニーズの高まり、EVなどの新エネルギー車の普及、再生可能エネルギーの利用拡大、製造業・サービス業におけるロボット活用など、社会・産業構造の変化に直面しております。

このような中、新日鐵住金及び当社が手がける特殊鋼製品は、自動車・産業機械・風力発電・ロボット等の様々な産業における重要部品の素材として使用されており、今後も堅調な需要の伸びが期待されるとともに、高品質な特殊鋼製品のニーズはより一層高まっていくものと考えられます。一方、特殊鋼マーケットにおける国内外の競争は激化しており、技術力・商品開発力・コスト競争力を強化し、国内外の競合者に対する優位性を強化・拡大することが、両社の特殊鋼事業にとって必要であると認識しております。

イ 両社のこれまでの取り組み

新日鐵住金は、新日本製鐵株式会社(昭和25年設立)と住友金属工業株式会社(昭和24年設立)との経営統合により平成24年10月に発足いたしました。発足以降、「総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー」を目指し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程の投資、グループ会社統合再編等により、統合効果を着実に発揮してきました。とりわけ特殊鋼事業については、品質対応力と生産能力の一層の向上を目的に、平成31年度に八幡製鐵所において棒線製品向け最新鋭連続鋳造設備の立ち上げを予定するほか、平成30年3月に策定・公表した「2020年中期経営計画」の「グローバル事業展開の強化・拡大」に係る施策として、平成30年6月には、欧州向けを中心に特殊鋼製品を製造・販売し、軸受鋼等で世界トップレベルの高清浄度鋼製造技術と同地域最大規模の生産能力を有するOvakoを完全子会社としました。新日鐵住金は、Ovakoの完全子会社化により、特殊鋼事業における技術力・商品開発力を一層強化するとともに、欧州における製造・販売拠点を拡充しております。

一方、当社は、昭和10年の設立で、「社会からの信頼」、「お客様からの信頼」、「人と人との信頼」の確立を目指す「信頼の経営」を経営理念とし、この経営理念のもと、開発・品質・安定供給等、全ての面にわたって市場から高い信頼を獲得する「高信頼性鋼」の提供を通じて社会の更なる発展に貢献することを使命として、日本国内有数の特殊鋼メーカーとして成長を続けてまいりました。また、当社は、平成29年4月に第10次中期経営計画「Sanyo Global Action 2019」を公表し、「事業基盤の強化を通じた盤石な企業体質の確立」、「研究開発・品質競争力の強化による技術先進性の更なる追求」及び「高信頼性鋼の山陽」のグローバルブランド化の推進」を掲げて、持続的な成長の追求に取り組んでおり、平成30年7月に公表した「極超高清浄度鋼製造プロセス(SURP:Sanyo Ultra Refining Process)」の開発など、軸受鋼をコアとする品質競争力の強化に向け着実な成果を上げております。

両社は、平成18年2月に、鉄鋼需要の変動や国際的な競争激化へ対応するため、生産受委託等の提携施策のメリットを相互に享受することを狙いとし、業務提携を実施することに合意しました。また、当該合意に基づき、新日鐵住金は、同年6月に当社の株式を追加取得し、当社を持分法適用関連会社としました。両社は、当該業務提携関係のもと、鋼材、原料、資材などの売買取引等を通じて相互の競争力強化を図りながら事業を展開してまいりました。

ウ 両社が目指す姿

このような中、両社は、自動車分野をはじめとした国内外のお客様のグローバル化の進展及び高品質な特殊鋼製品のニーズに応え、それぞれの特殊鋼事業の中長期的な競争力強化を実現するためには、Ovakoを含めた3社の事業基盤と技術力・商品開発力・コスト競争力を融合することにより、グローバル事業展開に向けた体制整備と高品質な特殊鋼製品への対応力強化を進めることが必要であると考え、その具体的な方法として、当社を新日鐵住金の連結子会社とすること、及び新日鐵住金の完全子会社であるOvakoを当社の完全子会社とすることを決定いたしました。

これにより、新日鐵住金は、当社をグループに加えることで、特殊鋼事業における国内主要製造拠点である八幡製鐵所、室蘭製鐵所等を含めた特殊鋼分野全体での最適生産体制の構築や資機材等の調達コスト削減を進め、新日鐵住金グループの強みである技術力・コスト競争力を一層高めてまいります。

また、当社は、新日鐵住金グループの一員となることで、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのより安定した経営基盤を構築するとともに、欧州における有数の特殊鋼メーカーであるOvakoとの一体的な事業運営が可能となり、両社の強みである世界トップレベルの高清浄度鋼製造技術の融合、営業・販売・物流ネットワークの相互活用等を通じて、グローバルマーケットにおける特殊鋼製品とりわけ軸受鋼分野での更なる競争力強化を図ってまいります。

新日鐵住金及び当社は、本子会社化等の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして「総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー」の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

エ 期待される相乗効果

本子会社化等により、新日鐵住金、当社及びOvakoの3社間で、以下のような相乗効果の創出が可能になると考えております。これにより、当社としては年間50億円以上の効果の発現を目指し、また、当該効果を含め、新日鐵住金グループとしては年間100億円程度の効果の発現を目指してまいります。国内外の競争当局から承認が得られた後、具体化、実現に向けた検討を深めることといたします。

< 相乗効果例 >

グループ全体での効率的な生産の追求

- ・ 地域別最適生産体制の構築、操業ノウハウの共有による高効率・安定生産
- ・ 海外生産拠点の強化・物流網の相互活用

お客様への対応力強化

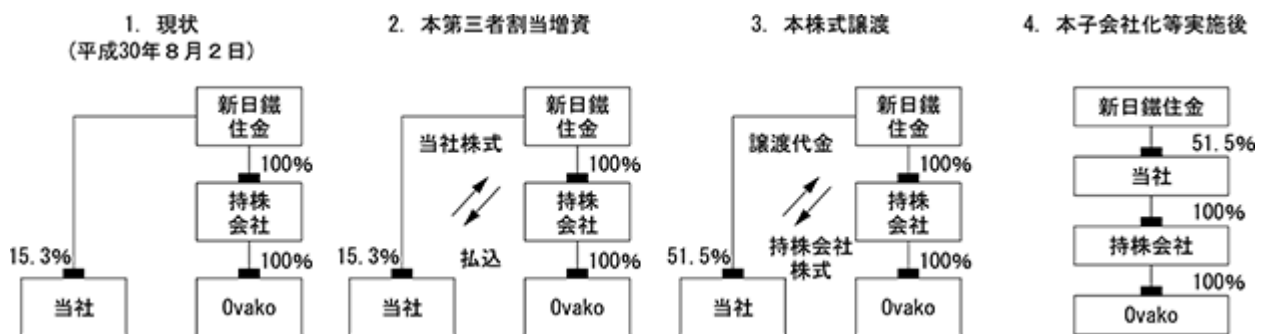
- ・ 3社各社の営業・販売ネットワークの相互活用
- ・ 共同研究・開発による提案力強化

資機材等の調達コスト削減

- ・ 原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
- ・ 共通する資機材の集中購買等による合理化

なお、新日鐵住金の連結決算には当社の業績が、また、当社の連結決算にはOvakoの業績が、それぞれ反映されることとなります。

(本子会社化等に関するストラクチャー図)



(注1) ストラクチャー図に記載の割合(%)は連結ベースでの議決権所有割合を表しております。

(本子会社化等に関する契約の内容)

新日鐵住金及び当社は、本日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、同日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下の通りです。

ア 本子会社化等に関する契約の目的と概要

新日鐵住金及び当社は、自動車分野をはじめとする国内外の顧客のグローバル化の進展及び高品質な特殊鋼製品のニーズに応え、それぞれの特殊鋼事業の中長期的な競争力強化を実現することを目的として、本第三者割当増資及び本株式譲渡を行うことに合意する。

イ 本第三者割当増資の内容

当社は、本子会社化等に関する契約締結日(平成30年8月2日)に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、新日鐵住金を引受人とし、当社の株式24,012,500株(以下「本募集株式」という。)を発行する旨を決定する。新日鐵住金は、本第三者割当増資にかかる払込を行う日(以下「本払込日」という。)において、(a)本募集株式の発行のために当社において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手續の全部が適法かつ有効に履践されていること、(b)公正取引委員会が、本第三者割当増資について新日鐵住金に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第50条第1項に基づく通知をしない旨の通知をしていること、(c)両者が合意した日本以外の法域における競争法に基づき本取引について必要となる、外国競争法当局への届出又は待機期間の満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手續が完了していること等の所定の条件が充足される場合、本募集株式について払込みを行う。

(1) 募集株式の数	24,012,500株
(2) 払込金額	1株につき金2,800円
(3) 払込期間	平成30年12月1日(土)から平成31年11月30日(土)まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	() 資本金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額(但し、千円未満は切り上げる。) () 資本準備金 会社計算規則第14条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から()の資本金の増加額を控除した額
(5) その他	() 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとする。 () 新日鐵住金による払込みが、本契約締結日以後に開催される本株主総会における権利行使の基準日後かつ当該株主総会の開催日前になされた場合、新日鐵住金は、当該株主総会において、新日鐵住金の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。

ウ 本株式譲渡の内容

当社は、本第三者割当増資が実施されることを条件として、新日鐵住金が保有するOvako株式の全部について、新日鐵住金より譲り受ける。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 24,012,500株

(4) 株券等の保有方針

当社は、新日鐵住金より、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針である意向を口頭で確認しております。

なお、当社は新日鐵住金より、割当後2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に報告する旨、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、新日鐵住金の直近の有価証券報告書(平成30年3月期)に記載されている財務諸表により、新日鐵住金が本第三者割当増資に係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認していることから、かかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先である新日鐵住金は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、当社は新日鐵住金が東京証券取引所に提出した平成30年7月6日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」における、「当社は、『新日鐵住金グループ企業理念』において、信用・信頼を大切にするグループであり続けることを掲げるとともに、『新日鐵住金グループ企業行動規範』において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固たる態度で臨むことを掲げ、『反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する規程』を定め、これに基づく社内体制を整えております。具体的には、当社内に統括部署及び統括責任者・渉外監理担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施するなどの啓発活動に努めております。」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、新日鐵住金及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)でないこと並びに特定団体等とは一切関係していないと判断しております。

(7) 特定引受人に関する事項

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数24,012,500株に係る議決権数は240,125個であり、その結果、新日鐵住金及びその子会社は、当社の総議決権数の51.5%(小数点以下第二位を四捨五入)を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。以下は、同項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	新日鐵住金株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	289,179個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	240,125個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	561,096個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断」及び(2) 同「大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断」をご参照下さい。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」をご参照下さい。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本払込金額については、割当先との協議・交渉の結果、東京証券取引所における取締役会決議日の直前営業日(平成30年8月1日)までの過去1ヶ月間(平成30年7月2日から平成30年8月1日まで)の終値単純平均値である2,800円といたしました。

1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用いたしましたのは、まず、一定期間の平均株価という平準化された値が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高いと考えたとともに、直前3ヶ月及び直前6カ月の期間と比較して、直近の時価に最も近い一定期間を採用することがより合理的であると判断したためです。

かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である平成30年8月1日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,924円に対して4.2%(小数点以下第二位を四捨五入して記載しております。本項において以下同じです。)のディスカウント、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,780円に対して0.7%のプレミアム、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,673円に対して4.8%のプレミアムとなっており、いずれの期間においても、割当予定先である新日鐵住金にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本第三者割当増資にかかる取締役会に出席した当社監査役2名(うち、社外監査役1名)から、当該払込金額の算定根拠には合理性があり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。なお、当社監査役のうち、割当予定先である新日鐵住金に常務執行役員として在籍している福田和久氏は、上記の当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新日鐵住金に対して割り当てる当社普通株式の数量24,012,500株(議決権数240,125個)は、平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数33,424,807株に対して71.84%(議決権総数320,971個に対する割合74.81%)(小数点以下第三位を四捨五入。)に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社としては、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」記載のとおり、本第三者割当増資により取得した資金を用いて、欧州向けを中心に特殊鋼を製造・販売し、同地域最大規模の生産能力を有するOvakoを当社の完全子会社とすること及び当該増資の実施を通じて、新日鐵住金の連結子会社となることは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を実現する観点から、必要不可欠であると考えており、また、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えております。したがって、本第三者割当増資に伴う一株当たり価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当増資に関し、後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者委員会(後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」にて定義いたします。)に対し、その目的及び手続等の公正性及び妥当性について意見を求めたところ、公平性及び妥当性を認めるとの意見が付されました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により、新日鐵住金に対して割り当てる当社普通株式の数量24,012,500株(議決権数240,125個)は、平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数33,424,807株に対して71.84%(議決権総数320,971個に対する割合74.81%)(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。)に相当し、当社普通株式は25%以上の希薄化が生じることになります。また、今回の新株発行が完了した場合、割当予定先である新日鐵住金及びその連結子会社の議決権の所有割合は、増資後51.5%となり、同社は当社の支配株主(親会社)となる予定であります。したがって、本第三者割当増資は、大規模な第三者割当に該当するものであります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内 2 6 1	4,851	15.11%	28,863	51.44%
山陽特殊製鋼共栄会	兵庫県姫路市飾磨区中島字 一文字3007 山陽特殊製鋼 株式会社内	2,228	6.94%	2,228	3.97%
日本精工株式会社	東京都品川区大崎 1 6 3	1,494	4.65%	1,494	2.66%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 1 2	1,139	3.55%	1,139	2.03%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海 1 8 11	914	2.85%	914	1.63%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 11 3	846	2.64%	846	1.51%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 5 5	728	2.27%	728	1.30%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO (常任代 理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E145NT, UK (東京都中央区日本橋 3 11 - 1)	668	2.08%	668	1.19%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋 1 4 1	621	1.94%	621	1.11%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代 理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEECAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿 6 27 - 30)	608	1.90%	608	1.08%
計		14,100	43.93%	38,113	67.93%

- (注) 1 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
- 3 上記の他、平成30年3月31日現在1,210,813株を自己株式として所有しております。
- 4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成30年3月31日現在の総議決権数(320,971個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(240,125個)を加えた数(561,096個)で除して算出した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、特殊鋼マーケットにおける国内外の競争が激化するなかにおいて、本子会社化等の実現により、新日鐵住金グループとして「総合力世界No.1の鉄鋼メーカー」の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくこと、及び新日鐵住金及び当社の特殊鋼事業に関し、自動車分野をはじめとした国内外のお客様のグローバル化の進展及び高品質な特殊鋼製品ニーズに応えるために、新日鐵住金、当社及びOvakoが技術・営業等に関する緊密な連携を行うことで、3社の強みを融合し、中長期的な競争力の強化を目指すことが必要であると判断しております。

本第三者割当増資は当社による本件株式の全部の取得のための資金調達を目的とするものですが、併せて、本第三者割当増資を通じて新日鐵住金の連結子会社となることで、当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのより安定した経営基盤を構築することが可能となります。また、当社は、現在の中期経営計画に基づく大規模設備投資等を控えていることから、現在の良好な財務健全性を維持したいと考えております。これらの事情を勘案した結果、両社は、金融機関からの借入れ又は公募増資若しくは株主割当増資といった他の資金調達の方法やこれらの方法との組合せと比較して、本第三者割当増資による資金調達が適当な方法であると考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断

本第三者割当増資により、新日鐵住金に対して割り当てる当社普通株式の数量24,012,500株は、平成30年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数33,424,807株に対して71.84%(議決権総数320,971個に対する割合74.81%)(小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。)に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

当社は、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築することが喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資の実施が将来的な株主価値の向上を企図するものであること等を総合的に勘案し、本第三者割当増資の必要性について十分に審議を重ねてまいりました。その結果、当社としては、本第三者割当増資の実施を通じて、新日鐵住金の連結子会社となること及び当該増資により取得した資金を用いて、欧州向けを中心に特殊鋼を製造・販売し、同地域最大規模の生産能力を有するOvakoを当社の完全子会社とし、また、当社が新日鐵住金の連結子会社となることは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を実現する観点から、必要不可欠であり、また、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えており、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、社外取締役である大森右策氏及び小林敬氏も含めて、当社取締役会は、本第三者割当増資にかかる株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

前記、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載の通り、本第三者割当増資は大規模な第三者割当増資に該当することから、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、平成31年2月に開催予定の本株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定です。また、当社は、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第206条の2第4項及び第5項に基づき、本株主総会に、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について株主の皆様からご承認いただくことを予定しておりますので、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定です。

なお、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について株主の皆様にご承認を得ることが適切と判断し、本株主総会の議案として上程することといたしました。

また、当社は、当社及び割当予定先と利害関係のない独立した者として、小原正敏氏(弁護士、きっかわ法律事務所パートナー)、松本久幸氏(公認会計士・税理士、株式会社Stand by C)及び当社社外取締役である小林敬氏を選定し(外部有識者の2名については、当社のリーガル・アドバイザーと協議のうえ、弁護士又は公認会計士・税理士としての同種の案件等における豊富な実績及び知見に基づく適切な意見を得ることができると考え、それぞれ起用いたしました。)、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長：小原正敏氏、以下「本第三者委員会」といいます。))に対し、本第三者割当増資に関して、その目的及び手続等の公正性及び妥当性について意見を求め、平成30年[8]月[1]日付で、本第三者委員会から、本第三者割当増資については、目的及び手続等の公正性及び妥当性が認められるとの意見を入手しております。その意見の概要は、以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

当社は、本第三者割当増資を検討するに当たって、本第三者委員会に対し、本子会社化が当社の企業価値の向上に資するか、本子会社化が新日鐵住金を除く株主にとって不利益でないか、本子会社化における交渉過程の手続の公正性及び対価の妥当性、本子会社化に関し、その他、本第三者委員会が必要と認めた事項について諮問いたしました。その結果、本第三者委員会は、2018年8月1日付で、当社の取締役会に対し、大要以下の内容の答申書を提出しております。

ア 本子会社化が当社の企業価値の向上に資するか

(a)新日鐵住金の事業内容、事業規模、及びその財政状態等の客観的な事情を踏まえても、新日鐵住金の子会社となることによって、当社及び新日鐵住金の間で行われている生産委託取引の拡大、新日鐵住金との連携による共同調達・物流効率化、得意品種の生産集約等の相乗効果を期待することができ、ひいては、事業基盤の強化を通じた盤石な企業体質の確立、持続的な成長と中長期的な経営の安定性を図ることができるという点について、その合理性に特段の疑念を差し挟むべき事情は見当たらないことから、本子会社化は当社の企業価値の向上に資する面があると認めることができること、(b)当社が想定している相乗効果は具体的で、かつ、その内容に特段不合理な点も認められず、当社及びOvakoの現状課題に対する有効かつ適切な施策とも評価できるものであり、さらには、当社において、現時点で予測している相乗効果を加算した具体的な事業計画を作成するなど、Ovakoを子会社化した後の実際の事業運営方針も相当程度検討していることなども踏まえると、Ovako株式を取得して同社を当社の完全子会社とすることは、当社の企業価値の向上に資する面があると認めることができること、及び(c)一般論としても、新日鐵住金が当社及びOvakoの双方を子会社とする手法の場合、新日鐵住金による意思決定を経て具体的な施策の立案・実行を行う必要があるところ、新日鐵住金とOvakoの関係よりも当社とOvakoとの関係の方が事業分野の類似性がより高いこと、かつ、新日鐵住金が上場企業であって意思決定に相応の手続・期間を要することなどを勘案すれば、当社とOvakoによる機動的かつ一体的な事業運営による相乗効果の享受が困難になる場合も一般的に想定されることから、当社が新日鐵住金の子会社となるに当たり、本子会社化による調達資金をOvako株式の取得に充てることは、Ovakoの事業との相乗効果を享受するために合理的であり、当社の企業価値向上に資する面があると認めることができることから、本子会社化が、当社の企業価値の向上に資するとの当社の見解には合理性があるものと認められる。

したがって、本子会社化は、当社の企業価値の向上に資するものと認められる。

イ 本子会社化が新日鐵住金を除く株主にとって不利益でないか

当社が新日鐵住金の子会社となることによる相乗効果、及び当社がOvakoを子会社とすることによる相乗効果等に照らし、本子会社化が当社の企業価値の向上に資すると認められることに加え、独立した第三者による法的助言、本第三者委員会の答申等を踏まえた上で当社が本子会社化を実施をするなど、本子会社化における交渉過程の手続の公正性及び対価の妥当性について疑念を差し挟むような特段の事情は認められないことから、本子会社化は新日鐵住金を除く株主にとって不利益なものとは認められない。

したがって、本子会社化は、新日鐵住金を除く株主にとって不利益なものとは認められない。

ウ 本子会社化における交渉過程の手続の公正性及び対価の妥当性

(a)当社は、本子会社化における利益相反を抑制し、意思決定の恣意性を排除するための合理的な措置(手続)として、当社自身におけるプロジェクトチーム及び新日鐵住金と合同で開催する検討委員会等において具体的かつ実質的な検討・交渉等を行うとともに、手続全般及び取引条件等の公正性を担保すべく、独立した第三者である弁護士法人中央総合法律事務所を法務アドバイザーに選任して、本子会社化に関する法的問題について広範に助言を得て手続を進め、さらには、本子会社化にかかる手続の公正性をより一層明確にすべく、完全に独立した当事者で構成される本第三者委員会を設置して諮問事項に対する答申を取得することとしており、これらの事実を助案すれば、本子会社化における交渉過程の手続の公正性は担保されているものと認められる。なお、当社は、有価証券上場規程第432条に照らし、本子会社化に係る株主総会決議による株主の意思確認手続を履践する予定であって、かかる措置が実際に履践された場合、本子会社化の公正性はより一層明確に担保されるものと思料する、(b)本発行価格(対価)の決定過程に不合理な点はなく、合意された発行価格(対価)それ自体の合理性も認められることから、本子会社化の対価は妥当であると認められる。

以上より、本子会社化における交渉過程の手続の公正性は担保されているものと認められ、また、本子会社化における対価は妥当であると認められる。

エ 本子会社化に関し、その他、本第三者委員会が必要と認めた事項について

本第三者委員会で検証が必要と判断した事項、すなわち、Ovako株式の売買価格を決定する手続・過程の合理性の有無について、当該手続・過程に特段不合理な点はないものと認められる。

また、本第三者割当増資については、平成31年2月開催予定の本株主総会において、本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認をいただくことを予定しております。なお、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、本株主総会の議案として上程することといたしました。

(特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見)

本第三者割当増資が行われた場合、割当予定先である新日鐵住金及びその連結子会社が有する議決権の数は、当社の総株主の議決権の数の51.5%(平成30年3月31日現在の当社の株主名簿を基準に算出しております。)(小数点以下第二位を四捨五入)を占めることとなり、新日鐵住金は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。

この点、本日開催の取締役会において、当社の監査役2名は、本第三者割当増資により取得した資金を用いて、欧州向けを中心に特殊鋼を製造・販売し、同地域最大規模の生産能力を有するOvakoを当社の完全子会社とすること、及び当該増資の実施を通じて新日鐵住金の連結子会社となることは、当社の持続的な成長を可能とする体制を構築し、中長期的な企業価値向上及び株主価値の向上を実現する観点から合理的であること、本第三者割当増資は当社によるOvako株式の全部の取得のための資金調達を目的とするものであるが、当社としては、中期経営計画に基づく大規模設備投資等が控える中、現在の良好な財務健全性を維持したいと考えており、金融機関からの借入れ等、他の資金調達の方法と比較して、本第三者割当増資による資金調達が適当な方法であると認められること、

本第三者割当増資における払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、正当かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しないこと、本第三者割当増資により、希薄化が生じるものの、当該希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながると認められること、本第三者割当増資による希薄化率が71.84%(小数点以下第三位を四捨五入)であること及び支配株主の異動を伴うものであることを受け、本株主総会において、東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に基づき本第三者割当増資に関する株主意思の確認及び新日鐵住金が会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第206条の2第4項に基づき本第三者割当増資に係る本募集株式引受契約の承認に係る議案の上程を行う予定であるとともに、本第三者委員会に対して本第三者割当増資に関して意見を求め、その目的及び手続等の公正性及び妥当性が認められるとの意見を入手していること、その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する新日鐵住金に対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。なお、当社監査役のうち、割当予定先である新日鐵住金に常務執行役員として在籍している福田和久氏は、本第三者割当増資に関する当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】**第1 【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月27日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された事業等のリスクについて変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項についてはその達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

以下においては、当社の事業展開その他に関する事項のうち、リスク要因となる可能性が考えられる主な事項、及びその他投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で、行われる必要があるものと考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)現在において当社が判断したものであります。

(1)乃至(9) 略

(10) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成31年2月開催予定の本株主総会において、本第三者割当増資について議案の承認が得られることを条件として、平成30年8月2日開催の取締役会において新株式発行の決議を行っており、本第三者割当増資により24,012,500株(議決権個数240,125個)の当社普通株式が発行されます。

本第三者割当増資による新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(11) 割当先が親会社となるリスク

平成30年8月2日開催の取締役会に基づき、当社普通株式24,012,500株(議決権個数240,125個)が発行された場合、新日鐵住金及びその子会社が保有する当社普通株式に係る議決権保有割合(平成30年3月31日現在の総議決権数を基準とします。)は51.5%(小数点以下第二位を四捨五入)となることを見込まれ、同社は当社の親会社に該当することになります。

当社の経営方針についての考え方や利害関係が新日鐵住金との間で常に一致するとの保証はなく、新日鐵住金による当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

山陽特殊製鋼株式会社本社

(兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地)

山陽特殊製鋼株式会社東京支社

(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)

山陽特殊製鋼株式会社大阪支店

(大阪市中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)

山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店

(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。